別表十（三）付表　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において租税特別措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「通算所得基準額 (5)×(6)/(1)　(7)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。）に添付された別表十(三)付表「７」の金額を記載すること。

(2)　「所得基準額 ((7)と(8)のうち少ない金額) (9)」の欄は、記載しないこと。

別表十㈣の記載要領第１号ヶ別表十㈣付表１の記載要領第１号及び別表十㈣付表１１の記載要領中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十㈤の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2　「特別控除額 ((18)又は(19)と(21)のうち少ない金額) (22)」の欄は、別表十(五)付表「14」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載すること。

別表十㈤の記載要領に次の１号を加える。

6　「特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額) (37)」、「特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額) (42)」、「特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額) (47)」又は「特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額) (52)」の各欄は、別表十(五)付表「26」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載すること。

別表十㈤の次に次の１表を加える。